

「死因究明等推進計画」の進捗状況

内閣府死因究明等施策推進室



1 「死因究明等推進計画」策定の経緯

我が国における年間死亡者数は、高齢社会の進展に伴い増加傾向にあり、一人暮らしの高齢者も増加していることから、誰にも看取られずに亡くなる孤立死の増加が懸念されています。

また、未曾有の災害をもたらした東日本大震災において、身元確認作業は困難を極めました。今後、首都直下地震や南海トラフ地震といった新たな大規模災害が発生するおそれも指摘されています。

このような中、我が国の死因究明制度は、諸外国に比べて必ずしも十分なものとは言い難く、中には犯罪を見逃してしまったケースも見受けられたため、死因究明体制の強化が求められるに至ったほか、大規模災害の発生を想定して、平素から身元確認のための態勢を整備しておく重要性が改めて認識されました。

このため、平成24年6月に「死因究明等の推進に関する法律」が議員立法で制定され、同法に基づく政府の死因究明等推進会議の議論を経て、政府が死因究明と身元確認の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、平成26年6月に「死因究明等推進計画」が閣議決定されました。

死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- 死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ（平成26年4月）
⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、**死因究明等推進計画を閣議決定（平成26年6月13日）**

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

○計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒**死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性**

○計画策定によって期待される効果

- ① 死因究明等が、**重要な公益性を有するものとして位置付けられること**
- ② 死因究明等に係る**実施体制の強化**
- ③ 死因究明等に係る**人材の育成及び資質の向上**

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視
- ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
- ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請 等

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

- ・大学における死因究明等に係る人材育成の促進 等

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備 等

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- ・警察官、海上保安官に対する研修等の充実
- ・5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上 等

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- ・薬毒物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実 等

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- ・検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用 等

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応 等

第3 推進体制等

- 政府・地方の推進体制構築
- 大学、医療機関等の関係者の協力の確保
- 社会情勢の変化等踏まえ、**適宜施策の検証及び見直し**

2 重点施策の進捗状況

死因究明等推進計画では、8項目の重点施策を定め、それぞれ具体的な施策を推進していくこととされており、現在、関係府省庁、地方公共団体、関係機関が連携して取組を進めています。

このパンフレットでは、これまでの取組の主な成果について紹介しています。

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

①死因究明等推進協議会（地方協議会）の設置の推進

死因究明と身元確認の体制の強化を進めるためには、国と地方が一体となって取組を進める必要があります。このため、政府においては、都道府県に対して、知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等から構成される死因究明等推進協議会（地方協議会）を各都道府県に設置し、地方の状況に応じた施策の検討と、既存の体制を活用しつつ、検査や解剖等の死因究明等に関する専門的機能を有する体制の整備を進めるよう要請しています。

その結果、関係者のご理解、ご支援を得て、平成30年3月末現在、30都道府県において地方協議会が設置されており、まだ地方協議会が設置されていない府県においても、設置に向けた検討が進められています。



②地方協議会における取組例



東京都では、平成25年1月に「東京都における死因究明のあり方に関する検討会」を設置し、その後、平成27年5月に「東京都死因究明推進協議会」へと移行して、同年10月には、「東京都における死因究明のあり方について報告書」が取りまとめられました。



〔東京都監察医務院〕

この報告書では、先駆的な死因究明に関する施策を推し進めつつ、「検案医の専門性の確保」や「登録検案医の確保が困難な地域の解消」を始めとして、今後も医療環境の変化、社会状況の複雑化、国際的な交流の活発化、大規模災害発生への危惧等、人の命を巡る環境が変わり続けていることを踏まえながら、更なる死因究明の施策の推進に取り組んでいかなければならないとされています。